

## 男鹿市公告第15号

### 公募型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）

公募型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年4月14日

男鹿市長 菅原 広二

#### 1 目的

本市では、超高齢化に伴う地域力の低下や医療費及び介護費の高値に対し、市民が健康づくりに取り組み心身ともに健康になる環境（システム）を創出し、地域活動を活性化させる「健幸チャレンジ OGA」を展開する。

本業務では、青壮年期から高齢期まで及び健康無関心層を含め、幅広い市民を対象に市独自の健康アプリを導入し、健康意識の向上及び健康的な生活習慣の開始と継続を促し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。また、健康ポイント（地域ポイント及びボランティアポイント）機能を取り入れ、地域活動への参加促進を図ることを目的とする。

#### 2 公募型プロポーザル方式

今回実施する公募型プロポーザル方式は、令和7年度男鹿市健康アプリ導入及び運用等業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって最も適した提案者を選定するものである。

なお、本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用した事業であることから、健康アプリは以下の事項を満たすサービスとする。

- ①デジタル地方創生モデル仕様書に準拠したサービスであること
- ②デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログ(2024年冬版)に掲載され、★が付いている（仕様要件を満たしている）サービスであること
- ③スタートアップの提供するサービス（株式会社 FiNC Technologies 社の健康アプリ「FiNC」などのサービス、ノウハウの活用を想定）であること

#### 3 委託概要

- (1) 委託名 令和7年度男鹿市健康アプリ導入及び運用等業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託内容 令和7年度男鹿市健康アプリ開発及び運用等業務委託仕様書のとおり
- (4) 見積限度額 総額 6,500,000 円（税込）

※見積額にはインセンティブ費用として 1,000,000 円を含む

#### 4 参加資格要件

このプロポーザルに公募型プロポーザル方式として参加できる事業者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「参加表明書兼誓約書」を提出した後に該当要件を満たさなくなった場合、または次にいずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルの参加を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされた者でないこと。
- (3) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 市との連絡・調整、緊急時の対応が速やかに行えるようにしていること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (8) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び本市の指示に柔軟対応できること。
- (9) J I S Q 2 7 0 0 1（I S O 2 7 0 0 1， I S M S：情報セキュリティマネジメントシステム）又は J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）の認証を取得していること。

#### 5 参加表明書兼誓約書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年5月7日（水曜日）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール：hoken@city.oga.akita.jp  
※受信を必ず確認すること。
- (4) 提出先 男鹿市市民福祉部子育て健康課  
〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1  
電話：0185-24-3400 FAX：0185-24-3333
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、次の書類を提出してください。
  - ・誓約書（様式2）（必要な場合のみ）
  - ・業務実績確認書（様式3）

- ・会社概要（様式4）
- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証の写し、  
又はプライバシーマーク登録書の写し

## 6 質問書の受付及び回答

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類 公募型プロポーザルに関する質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和7年4月24日（木曜日）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール：hoken@city.oga.akita.jp  
※受信を必ず確認すること。
- (4) 提出先 5に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和7年4月30日（水曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に質問者名を伏せた形式で回答します。質問に対する回答は、実施要領や業務仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 企画提案書の提出について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年5月14日（水曜日）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール：hoken@city.oga.akita.jp  
※受信を必ず確認すること。
- (3) 提出先 5に同じ
- (4) その他 詳細は公募型プロポーザル実施要領のとおりです。

## 8 企画提案書作成上の基本的事項

実施要領、仕様書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「令和7年度男鹿市健康アプリ導入及び運用等業務委託」における取組方法等について提案を求めるものであり、具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ市と協議しながら行うものとする。

## 9 企画提案書等の審査

下記のとおり、提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査を行う順番は、参加表明書の受付順とする。審査委員（出席委員）は、参加事業者ごとに評価項目（別紙「業者選定基準」）により審査する。

- (1) 日時 令和7年5月22日（木曜日）
- (2) 場所 男鹿市役所

住所：秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

- (3) 時 間 プレゼンテーションの時間は最長 15 分以内（時間厳守）、質疑応答 10 分程度とする。
- (4) 出席者 提案業者 2 人以内とする。なお、プレゼンテーション出席者の報告は提案書提出日と同日とし、所属（役職）及び氏名を電子メールにより報告（任意様式）すること。また、出席担当者の連絡先（当日連絡可能な方）についても併せて報告すること。2 名までとする。
- (5) 準備物 パソコンを使用する場合は、各自準備すること。（プロジェクターとスクリーンは市が準備する。）

## 10 選考結果通知

選考結果は、参加者全員に通知します。

## 11 委託予定者の決定

市は審査会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を、委託予定者として本業務に係る随意契約の相手方とし、契約交渉を行う。なお、委託予定と契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。

## 12 参加に関する留意事項

- (1) 参加に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、その理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めると記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (3) 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作者に帰属するものとするが本市が必要とするときは、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めないものとする。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しないものとする。

## 13 その他

- (1) 市が提出する資材及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (2) 本実施要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。
- (3) 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めないものとする。